

LP ガスの商慣行是正に向けた自主取組宣言

2024年4月2日に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における施行規則の一部を改正する省令が公布されました。

有限会社林プロパン商会は、LP ガスの保安の確保や安定供給とともに、取引の適正化・料金の透明化に向け、改正省令に対応し以下の3項目を遵守してまいります。

①過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を超えた利益供与は行いません。
- ・ 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LP ガス事業者の切替を制限するような条件付き契約の締結は行いません。

②三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

- ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）導入に向け準備を進めます。
- ・ LP ガス消費と関係のない設備費用をLP ガス料金に計上することはありません。
- ・ 賃貸住宅向けLP ガス料金において、設備費用をLP ガス料金に計上することはありません。

③LP ガス料金の情報提供

- ・ オーナーさま、不動産管理会社さま、不動産仲介業者さま等と連携し、入居希望者さまへのLP ガス料金の事前提示に努めます。
- ・ 入居希望者さまから直接情報提供の要請があった場合は、それに応じます。

有限会社林プロパン商会

